

介護 みんなで支える介護保険 No148

問 保健福祉課 介護福祉係
☎476-1111(145)

◆平成 27 年度から介護保険制度が改正されます

介護保険制度改正のポイントについてお知らせいたします。

- ① **介護報酬が改定されました！**（平成27年4月から）
介護報酬（介護保険サービスにかかる費用）が改定されたことにより利用者負担も変わりました。
- ② **平成27・28・29年度の介護保険料が変わりました！**（平成27年4月から）
第6期介護保険事業計画（期間：平成27年4月から3ヵ年）の策定により介護保険料が決定されました。
- ③ **特別養護老人ホームの入所基準が変わりました！**（平成27年4月から）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所が原則、要介護3以上の方になりました。
- ④ **一定以上の所得がある方の利用者負担が変わります！**（平成27年8月から）
一定以上の所得者が介護サービスを利用するときの負担割合が1割から2割に変わります。
- ⑤ **介護保険負担割合証が発行されます！**（平成27年8月から）
介護保険の認定を受けている方を対象に利用者負担の割合（1割または2割）が記載されます。
- ⑥ **高額介護サービス費や高額医療・高額介護合算制度などの上限額が一部変わります！**（平成27年8月から）
高額介護サービス費などの利用者負担段階区分に『現役並み所得者』が新設されます。
高額医療・高額介護合算制度の限度額が平成27年8月から変更されます。（70歳未満の方のみ）
- ⑦ **施設サービスの食費・居住費の補助要件が変わります！**（平成27年8月から）
世帯分離している配偶者が課税されている場合や一定額を超える預貯金がある場合は、特定入所者介護サービス費などの食費・居住費の補助給付（介護保険負担限度額認定）が受けられなくなります。
- ⑧ **介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！**（平成27年4月以降順次開始）
これまでの介護予防事業が『介護予防・日常生活支援総合事業』に変わり、また、介護予防サービスの一部（介護予防訪問介護・通所介護の2つ）が『介護予防・日常生活支援総合事業』に移行されます。

➡ **本町では現在移行の準備中です。**

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4, 925人	平成27年1月末日 現在
要介護（支援）認定者		981人	
給 付 実 績	在宅介護サービス費	41, 619, 842円	平成26年12月の 給付実績
	施設介護サービス費	58, 964, 517円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	32, 872, 686円	
	介護サービス費 合計	133, 457, 045円	